

「観光地域づくり実践プラン(観光圏準備型)*」応募要領

※観光圏整備法に基づく観光圏整備計画を公表していない場合

目次

1. 実践プランの目的
2. 実践プランの実施主体
3. 実践プラン応募のための提出書類
4. 応募期間
5. 実践プランの選定
6. その他応募にあたっての留意事項
7. 国土交通省担当窓口
8. 計画書様式への記入要領

1. 実践プランの目的

「観光地域づくり」とは、国内外観光客の増加、地域の経済活性化、生活環境向上、国民等の観光ニーズに応えることを目的として、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりの取組みのことです。

観光立国の実現に向け、地域に住む人々がその地に住むことに誇りをもち、幸せを感じるとともに、外国人観光客にとっても魅力あふれる「一地域一観光」の推進が求められています。

こうした中で、観光地域づくり実践プラン（以降、「実践プラン」と略す。）は、観光圏の形成を図ろうとする単独のまたは複数の市町村もしくは都道府県を対象に、地域が行う、魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組みを国土交通省が所管の事業や施策により総合的、重点的に支援するとともに、関係する地方公共団体が施策間の整合や連携を図りつつ取り組むことを促進することを目的としています。

2. 実践プランの実施主体

「観光地域づくり」を実施しようとする市町村または都道府県は、関係者*からなる「協議会」の設置を前提として、「観光地域づくり実践プラン計画書」を作成します。（応募申出の段階では「協議会」が設置されている必要はありません。）この協議会は、実践プラン実施にあたっての中心的な役割を果たします。

〔* 関係者とは、有識者、旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者、NPO等の関係団体の代表、地元関係者、関係市町村職員・関係都道府県職員等、関係市町村または都道府県が協議会の構成員として必要と判断する方々です。〕

3. 実践プラン応募のための提出書類

実践プランの応募に際しては、以下の①及び②を別紙様式に従って作成し、「4. 応募期間」内に最寄りの国土交通省担当窓口へ提出してください。

- ①応募申請書……【様式 1】
- ②観光地域づくり実践プラン計画書……【様式 2】

4. 応募期間

応募期間は定めておりません。随時行うことができます。

5. 実践プランの選定

(1) 選定体制

国土交通省が計画書等の内容をもとに厳正な審査を行った後、学識者等からなる委員会に実施プランの選定について諮り、委員会からの推薦を受けて、選定するか否かを決定します。

(2) 選定のポイント

選定は、以下の視点に特に着目して行われます。

- 地域の観光魅力、国内外の観光客を迎え入れる体制の観点から、観光地としての発展性が高いと判断される地域であること
- 観光戦略が地域固有の特性を踏まえたオリジナリティと創意・工夫を有するものであって、地域の自助努力を基本とするものであること
- 事業プランで観光戦略を実現するための具体的課題とその解決のための事業・施策が明確かつ具体的に位置づけられていること。なお、具体的事業・施策は「民間ハード事業」、「公的関連ハード事業」に偏ることなく、ハードとソフトの連携、既存観光資源・インフラの活用などが効果的なものとなっていること
- NPO等の関係団体や地域住民との連携など、地域の理解と協力及び参加が十分得られる、官民一体となった地域づくりの推進体制となっていること

(3) 選定通知

国土交通省は、選定された実践プランの計画について、各担当窓口を通じて、当該協議会へ通知を行います。選定通知を受けた協議会は、実践プラン実施のため、事業・施策の実施主体に対して説明を行い、各事業・施策毎のアクションプログラムの策定を依頼してください。

選定されなかった実践プランの計画については、各担当窓口を通じて、非選定理由とあわせて当該協議会へ通知を行います。

6. その他応募にあたっての留意事項

応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手する

ことができます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kankoplan/index.htm>)

また、基本構想の策定に際しては、必要に応じて、観光戦略及び事業プランの計画案を公表し、地域住民等の意見を聴取するP I（パブリック・インボルブメント）*を実施の上、観光地域づくり実践プラン計画書に反映させてください。

〔*P Iとは、施策の目標や社会資本の整備水準等について、計画段階から国民や住民とともに考えていく手法です。〕

7. 国土交通省担当窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311
北海道運輸局企画観光部観光地域振興課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目	011-290-2722
東北地方整備局企画部企画課 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171
東北運輸局企画観光部観光地域振興課 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-380-1001
関東地方整備局企画部広域計画課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1330
関東運輸局企画観光部観光地域振興課 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57	045-211-7265
北陸地方整備局企画部広域計画課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1	025-370-6687
北陸信越運輸局企画観光部観光地域振興課 〒950-8537 新潟市中央区万代2-2-1	025-244-6118
中部地方整備局企画部広域計画課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8129
中部運輸局企画観光部観光地域振興課 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8009
近畿地方整備局企画部広域計画課 〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44	06-6942-1141
近畿運輸局企画観光部観光地域振興課 〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76	06-6949-6411
中国地方整備局企画部広域計画課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	082-511-6132
中国運輸局企画観光部観光地域振興課 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30	082-228-8701
四国地方整備局企画部広域計画課 〒760-8554 高松市サンポート3-33	087-811-8309
四国運輸局企画観光部観光地域振興課 〒760-0068 高松市松島町1-17-33	087-835-6357
九州地方整備局企画部企画課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331
九州運輸局企画観光部観光地域振興課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-472-2920

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号

098-866-1908

沖縄総合事務局運輸部企画室

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号

098-866-1812

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。

8. 計画書様式への記入要領

【様式2】への記入方法

(1) 一般事項

計画対象地域（以降、「当該地域」と略す。）については、都道府県名および市町村名で表記してください。

「位置図」については、行政界・主要施設・主要道路・鉄道・河川・市街地の分布などが分かるものとし、当該地域の範囲をはっきりと表示するようにしてください。既存の地図を拡大あるいは縮小コピーして貼り込んでも構いません。

(2) 基本構想

- 概ね5年後を目標年次とし、記入してください。
- 地域固有の特性を踏まえ、地域の自助努力を基本に目標を達成できるものとし、
- 「観光戦略」と「事業プラン」によって構成されます。
- 協議会は地方整備局等・地方運輸局等・都道府県・関係事業者等の事業実施主体等との協議を必ず行うこととします。
- 必要に応じて、基本構想の策定に際しては、PIを実施し計画に反映させます。

【①観光戦略】

- 地域の資源を活かし、訪れる人々を迎え入れるための戦略で、地域の取組みの方向付けとなるものです。
- 具体的には、以下の事項を検討し簡潔にとりまとめます。

(ア) 地域の観光の現状と主要な観光資源

【対象地域における観光の現状】

当該地域の観光の現状及び問題点等を簡潔に整理してください。

【地域のポジショニング】

当該地域の他地域に対する観光地としての強みを外国人観光客、国内観光客の別に、既存のアンケート結果等を用いて、できるだけ簡潔に整理して下さい。

【主な観光資源および入込客数】

当該地域における主要な観光資源別の入り込み客数とその特徴を、写真を用いて整理するとともに、必要に応じてそれらの分布図を別途添付します。

(イ) 期待される主要な観光客の特性

どの地域からどのような観光客層を迎え入れることを想定しているかについて、整理します。外国人観光客、国内観光客の別に、想定している誘致圏や年齢性別等の属性、旅行形態等をできるだけ明確にしてください。

(ウ) 観光地域づくりのテーマ

(イ) で想定した観光客層をターゲットとして、長期的な視点を含め、当該地域における「観光地域づくり」のテーマを設定して下さい。テーマ設定に際しては副題等を用いるなどできるだけ簡潔になるよう配慮してください。

(エ) 観光地域づくりを達成するための課題と解決への方針

観光地域づくりを達成するために、是非とも必要と考えられる課題を(ア)～(ウ)を踏まえて抽出整理します。例えば、〇〇への交通アクセス、〇〇における景観形成、〇〇に関する情報発信、〇〇産業との連携、などが挙げられます。

また、課題毎にその課題に対する原因分析を行い、併せて解決への方針を整理します。

(オ) アウトカム目標および目標年次

計画の実現に向けて自主的に計画の進行を管理していくため、当面の目標年次(概ね5年後)を設定し、本実践プランの効果を客観的に把握・評価するための目標を設定します。

経済的な数値(金額)、観光入り込み客数、各種施設等の利用者数、などの定量的な値をアウトカム目標として設定することが望ましいですが、それらが把握困難な場合には定性的な指標(観光客の評価や評判、アンケートなどの回答、住民や観光客からの意見など)を設けて目標設定して下さい。単なる希望ではなく、一定の努力のもとで実現可能性のある目標値を定めるようにします。

(カ) PIの方法および結果とその観光戦略への反映状況

必要に応じて、観光戦略の計画案を公表し地域住民等の意見を収集し、観光戦略に反映させます。実際に行った計画案公表の方法や地域住民の意見の収集方法を示すとともに、その結果を観光戦略にどう反映させたかを簡潔に示します。

【②事業プラン】

- 観光戦略の実現のために必要な事業や施策を定めます。①(エ)の観光地域づくりを達成するための課題を解決するために実施する事業を、当該課題ごとに記載します。
- 各事業について、(i)核となるソフト事業(地域団体等が行うもの、民間事業者が行うもの、の2種類に分ける)、(ii)民間ハード事業(地域団体等が行うもの、民間事業者が行うもの、の2種類に分ける)、(iii)公的関連ソフト事業・施策(行政が行う規制・誘導施策等)、(iv)公的関連ハード事業(行政が行う基盤整備等)の区分に従い、その内容を記述します。
- なお、記載する事業や施策は、実施が確実なもの(財源が確保できているもの等)や継続実施中のもの等事業実施主体と個別調整が不要なもののみとしてください。

(ア) 観光地域づくりを達成するための課題に対応する事業

観光戦略の(エ)で挙げた各課題を左欄に示し、これに対応するための事業を右欄に示して下さい。事業が複数の課題に対応している場合は、対応する課題の欄すべてに事業名を記載して下さい。また、それが明確となるよう、右欄に事業名だけでなく通し番号も記載してください。

(イ) 個別事業の内容

(i) 核となるソフト事業

核となるソフト事業は、(a) 地域団体等が行うソフト事業と、(b) 民間事業者が行うソフト事業の、2種類に区別して記載します。

(a) 地域団体等が行うソフト事業

地域団体等が行う、観光戦略の核となるソフト事業に関して、「事業名称」、「事業概要」、「実施期間等」、「実施主体」を事業毎に明確化します。

例えば、次のような多様な事業が想定されます。

「魅力ある地域づくりの取組み」…地域おこし、地場産業育成、花いっぱい運動、等
「交流活動」…賑わいの創出、体験観光の推進活動、観光案内の充実、来訪者受け入れ体制の整備、啓発活動、等

「既存資源の有効活用」…既存資源の発掘、既存資源の調査、既存資源に関する案内、等
「観光需要の平準化対策」…混雑状況に応じた施設利用料金の設定、オフシーズン対策、等

「集客イベント等の活動」…季節・祭り・産業・歴史などに因んだイベント活動、等

「外国人を対象とした活動」…運送事業（バス事業、遊覧船事業等）、等

(b) 民間事業者が行うソフト事業

旅行会社や交通事業者等の民間事業者が行う、観光戦略と一体不可分なキャンペーンや旅客輸送等のソフト事業に関して、「事業名称」、「事業概要」、「実施期間等」、「実施主体」を事業毎に明確化します。

(ii) 民間ハード事業

民間ハード事業は、(c) 地域団体等が行うハード事業と、(d) 民間事業者が行うハード事業の、2種類に区別して記載します。

(c) 地域団体等が行うハード事業

地域団体等が行う、観光戦略と一体不可分な主要な教養文化施設、休憩施設、観光案内所、案内標識等の施設整備事業に関して、「事業名称」、「事業概要」、「実施期間等」、「実施主体」を事業毎に明確化します。

(d) 民間事業者が行うハード事業

旅行会社や交通事業者等の民間事業者が行う、観光戦略と一体不可分な主要な集客施設・

宿泊施設等の施設整備事業に関して、「事業名称」、「事業概要」、「実施期間等」、「実施主体」を事業毎に明確化します。

(iii) 公的関連ソフト事業・施策

観光戦略に関して行政が行う規制・誘導施策を挙げ、それらの「事業名称」、「事業概要」、「実施期間等」、「実施主体」を事業・施策毎に明確化します。

例えば、都市計画制度や条例等を活用した景観形成施策、景観地区や保存地区等の指定、史跡などの保全・活用策、パーク&ライドなどの交通施策等、多様なものが想定されます。

(iv) 公的関連ハード事業

観光戦略に関連する基盤整備等に係る国土交通省所管事業あるいは地方単独事業等に関して、「事業名称」、「事業概要」、「実施期間等」、「実施主体」を事業毎に明確化します。

例えば、「道の駅」の整備、遊歩道の整備、観光案内サイン類の整備、橋梁の整備、生垣の整備、公園緑地の整備、緑化・修景、親水護岸の整備など多様なものが想定されます。

(ウ) P I の方法および結果とその事業プランへの反映状況

必要に応じて、事業プランの計画案を公表し地域住民等の意見を収集し、事業プランに反映させます。実際に行った計画案公表の方法や地域住民の意見の収集方法を示すとともに、その結果を事業プランにどう反映させたかを簡潔に示します。

【③事業実施主体等との協議結果】

観光戦略及び事業プランの計画案に関して、協議会は地方整備局等・地方運輸局等・都道府県・関係事業者等の事業実施主体等との協議を行い、その協議結果等について簡潔に示します。

(3) 実践プラン実施にあたっての推進体制

- 実践プランの実施にあたっては、地域の自助努力を基本に官民一体となって良好な地域づくりを進めるための推進体制を整える必要があります。
- 推進体制の構成員（例えば、関係市町村、旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者、NPO等の関係団体の代表、地元関係者、基本構想対象事業等の事業実施主体、都道府県・国等）と、それらの構成員間の連携および調整の仕組みを示してください。
- また、地域住民の理解・協力及び参画を得るための具体的な枠組みを示すとともに、P I を実施した場合は、その実施方法を記載してください。

附則

この要領は、平成22年2月16日から施行する。